

634

特250

351

國家南正の大策  
選考南正運動の策

頭山 満先生  
今泉 定助先生  
葦津耕次郎先生  
共同宣言



始



特 250.  
351.

はしがき

本書は、余の起稿にして先輩頭山、今泉兩翁に示して是正をなし、三者協同して天下有誠の士に贈りて其の所見を聴くべく印刷に附せしものなり。  
印刷者金泉社主遠藤文藏氏、亦憂國の士なり、本書を讀んで賛意禁ずる能はず自費を以て廣く天下同胞に頒たんご乞ふ。余快諾して此稿を與ふるものなり

昭和十年九月

葦津耕次郎

選舉肅正運動ノ愚策ト

國家肅正ノ對策



選舉ノ腐敗ハ、候補者ノ腐敗ニ基因シ。議會ノ腐敗ニ基因シ。議會ノ腐敗ハ、憲法ノ曲解ニ基因シ。憲法ノ曲解ハ、政治原理ノ誤解ニ基因シ。政治原理ノ誤解ハ、國體ノ誤解ニ基因ス。

國危シトハ古今ノ金言デアアル。政治ノ要道ハ、國民ヲシテ最高ノ道德生活デアアル。道德ト利益トハ、原因ト結果デアアル。道德ノ結果ニアラザル利益ハ、眞ノ利益デハナイ。故ニ、道德ヲ無視シタル利益ノ爭奪ハ、禽獸ノ鬭争デアリ、亡國ノ基因デアアル。世ノ中ニ、他ヲ誹謗シ、自己ヲ稱揚スル者程、下劣ニシテ、野卑ナルモノハナイ。現今ノ選舉競争ナルモノヲ視ルニ、其ノ候補者ハ、何レモ皆、選舉民ニ對シテ、演說ニ、又ハ、文書ニヨリテ、他ヲ誹謗シ、排擠シツ、自己ヲ稱揚シ、讚美シ、唯々、利害ノ論争ノミニ没頭シテ、道義ノ確立ヲ、念トスルモノアルヲ聞カヌデアアル。苟モ、人倫ヲ解シ、道德ニ生キント欲スル者ガ、眞面目



ニ、此等ノ候補者ニ投票スル氣ニナレナイノガ當然デアル。然ルニモ拘ラズ、選舉民ノ七八割モ、此ノ馬鹿氣ヲ選舉ニ投票スルノハ、一面ニ於テ「選舉ハ國民ノ義務ナリ」ト云フ、杓子定規ノ屁理屈ト、金錢、又ハ、利害、感情等ノ誘惑ニヨリ選舉スルノデアル。自分ノ投票スル候補者ヲ當選セシメテ、大ニ、國家ニ貢獻シテ貰ヒタイナド、考テ居ル選舉民ハ殆ンドナイノデアル。又、候補者其者ガ、斯ル考ヲ有スル者モ殆ンドナイノデアル。選舉民モ候補者モ何レモ皆、私情、感情、私利、私欲ノ盲動ニ過ギナイノデアル。

利害感情ノ誘惑ノ爲ニ、善ヲ捨テ、不善ニ着クトイフ事ナレバ、大ニ肅正ノ必要モアルガ、候補者其者ガ、利害鬭争ノ不善者ノミデアツテ、何レノ候補者モ不善者タルニ於テ、平等無差別ナリトスレバ、セメテ、私利、私欲、私情ヲ以テ向背ヲ決スルト云フ事ハ理ノ當然デアル。選舉者ノ肅正ヲ叫ブ前ニ、候補者ノ肅正ガ先決問題デアル。

總合調和統一ハ、宇宙發展ノ原理デアリ、國家經綸ノ大本デアル。中心ハ全體ヲ統一シ、全體ハ中心ニ歸一スルモノデアル。故ニ、中心ハ絕對デアリ、總合者デアリ、調和者デアリ、無私公平者デアリ、不偏不黨者デアリ、公明正大者デアル。天皇ノ神聖ナル所以ハ茲ニ存スルノデアル。此ハ我國體デアリ、我國ノ政治原理デアル。

我國ノ憲法ハ、明治維新ノ五ヶ條ノ御誓文ニ「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スベシ」ト宣シ給ヒシニ基因セシモノデアルガ、公論ノ「公」ト云フ意味ハ、「私」ニ對スル「公」ニシテ、對立ニ對スル絕對デアリ、部分ニ對スル全體デアリ、偏倚ニ對スル總合デアリ、分裂ニ對スル統一デアリ、鬭争ニ對スル調和デアル。

凡ソ人間ハ、如何ナル賢哲ト雖モ、一人ニシテ決シテ完全人格ヲ具有スル事ハ出來スモノデアル。例令バ、智アル者ハ智ニ僻シ、情アル者ハ情ニ僻シ、意志強キ者ハ意志ニ僻スル。貴賤、貧富、老若、男女、何レモ皆各自ノ境地ニ支配セラレテ、對立的、部分的、偏倚ノ人格者タルニ過ギナイ者デアル。故ニ、廣ク會議ヲ起シテ、衆議、衆論ヲ集メテ、無私公平ニ、不偏不黨ニ、公明正大ニ、之ヲ總合シ、調和シ、統一シテ、全體ノ公論トナシテ、萬機ヲ決裁スベシトノ謂デアル。之レ、即、公論政治デアリ、天皇政治デアツテ、「億兆ノ内一人其處ヲ得ザルモ朕ガ罪」ト宣ハセ給ヒシ大御心ノ政治デアル。

政治ノ要道ハ、國民ヲシテ最高ノ道德ヲ實踐セシメテ、平和幸福ニ終始セシムルニアル。然ルニモ拘ラズ、今日議會ノ現状ハ、全然政權ノ爭奪場ト化シ、惡罵、鬭争、誑詐、陷穽、陰謀等、有ユル罪惡ヲ、公然國民ノ眼前ニ實演シテ憚ル所ナイノデアル。我國ノ政治ガ何故ニ斯クモ墮落シタノ

デアルカ。此ハ全ク、我國ノ爲政者等ガ、眼前ノ利害得失ヲ争ツテ、以テ、政治也ト心得、我國ノ君民一體、億兆一心ノ公論政治ノ原理ヲ忘却シテ、歐米模倣ノ衆論政治、即チ、衆ヲ以テ寡ヲ壓シ、強力ヲ以テ弱力ヲ倒ス所ノ、政黨政治ニ墮落シタカラデアル。此ノ政黨政治ナルモノハ、遂ニ「アラツシヨ政治」即チ霸道政治ニ到達セネバ止マヌモノデアル。

南北朝ニ於ケル、足利尊氏ト楠木正成トハ「利害ト道義」「霸道ト皇道」トノ衝突デアル。尊氏ハ「衆論政治」即チ「對立的民主政治」即チ「天皇機關說」的思想ヲ以テ、廢立ヲ敢テシ、正成ハ「公論政治」即チ「君民一體」即チ「國家全體政治」ヲ理想トシテ、天皇絶對神聖ヲ擁護スベク、全生命ヲ捧グタノデアル。千歳ノ許、順逆ノ別、炳乎トシテ敢テ迷フモノハナイノデアル。然ルニモ拘ラズ、昭和ノ今日ニ於テ、學者、爲政者ハ勿論、君側大官ニ至ルマデ、歐米模倣ノ衆論政治、即チ、對立的民主政治ヲ理想トシテ、我神聖ナル憲法ヲ解釋シテ、政黨政治、即チ、憲法政治ナリト曲解シテ、議會ヲ政權ノ争奪場ト心得、遂ニハ鬭争ハ勝タンガ爲ナリ、勝ツタメニハ、如何ナル不合理、不道德モ辭スベカラズトナシ、公然議會ヲ、百鬼夜行ノ修羅場化シタノガ、今日ノ現狀デアル。苟モ、人倫ヲ解シ、道德ヲ念トスル者ガ、議員候補者トナル勇氣ノ出ナイノガ當然デアル。

今日ノ選舉肅正ガ、萬一効ヲ奏シタナラバ、國民ノ殆ンド全體ガ、總テ選舉權ヲ放棄スルデアロ

ウ。其ハ、全國ノ候補者中ニ、國民の良心ヲ所有スル者ヲ、見出ス事ガ殆ンド困難ノ實情ニアルカラデアル。故ニ、選舉ノ肅正ハ、投票者ノ肅正ヨリモ、候補者ノ肅正ガ第一デアリ、候補者ノ肅正ニハ、議會ノ肅正ガ第一デアリ、議會ノ肅正ニハ、議會ノ本分、使命ヲ明徴ニセネバナラス。議會ノ本分、使命ヲ明徴ニスルニハ、我國體ヲ明徴ニシテ、君民一體の、總體的政治ノ實現ヲ理想トセ、ネバナラス。君民一體の總體的政治ノ實現ハ、政府ト議會トノ、相互ノ本分、使命ヲ明徴ニセネバナラス。

天皇政治ハ、君民一體の、總體的政治デアル。政府ハ天皇政治ノ「經」ノ機關ニシテ、議會ハ「緯」ノ機關デアル。經緯、調和、統一シテ、初メテ完全ナル、天皇政治ヲ實現スルノデアル。政府ト議會トハ共ニ、天皇政治ノ内容ニシテ、各自、其ノ本分、使命ヲ異ニスルニヨリテ、始メテ相互ニ、價值アリ、意義アリ、生命アリ、權威アルノデアル。故ニ、兩者ハ斷ジテ混淆スベキモノデハナイ。政府ハ、經ノ機關ニシテ、終始一貫、公平無私、不偏不黨、天地ノ公道ニ立チ、國家ノ生命ニ由リ、國民ノ總意ヲ統一シ、之ヲ實現シ、之ヲ實行スルヲ以テ任トスル、執行ノ機關デアル。議會ハ、緯ノ機關ニシテ、國民ノ總意ヲ披瀝シテ、政府ノ過不及ヲ裁量シ、非違ヲ是正シテ、以テ政府ヲシテ完全ナル、天皇政治ヲ執行セシムルノ協賛機關デアル。

今日ノ政黨政治ナルモノハ、協贊機關タル議會ガ、執行機關タル政府ヲ併有スルモノデアツテ、  
丁度、今日ノ會社銀行ニ於ケル、監査役ガ、取締役ヲ併有スルト同様デアアル。政黨政治ノ腐敗墮落  
セザルベカラザルノ理由ハ明瞭デアアル。今日ノ急務ハ、一日モ早ク、我國體ヲ明徴シテ、我國ノ政  
治原理ヲ理解セシメ、之ニ依リテ、我憲法ヲ正解セシメテ、「民主主義的天皇機關論者」即「政黨政  
治論者」ヲ一掃シテ以テ、議會ヲ淨化スルコトデアアル。議會サヘ淨化出來レバ、道德ヲ解シ、節義  
ヲ知ル所ノ人格者ガ、議員候補者ニ輩出スル様ニナルノデアアル。人格者ガ立候補ニ輩出スル様ニナ  
レバ、選舉肅正ナド叫バズトモ、國民ハ取捨ヲ誤ラヌデアロウ。議會、議員ノ腐敗墮落ヲコノマ、  
ニシテ、徒ラニ、末節ノ選舉肅正ナド、空騒ギヲ演ズルノハ、木ニ倚リテ魚ヲ求ムルノ愚策デアアル。  
政黨政治ノ沒落ト同時ニ、直チニ擡頭スルハ、官僚政治ノ怠慢及橫暴デアアル。政黨政治未ダ全ク  
沒落セザルノ今日、既ニ、官僚ノ怠慢、橫暴ハ、全國ニ瀰漫シテ、底止スル所ヲ知ラザルノ觀ガア  
ルノデアアル。之ヲ匡救スルノ途ハ、先ヅ、議會ヲ淨化シテ、其淨化セラレタル議會ヲシテ、嚴密ニ、  
政府ヲ監視、督勵セシムルノ制度ヲ設ケルベキデアアル。然シテ又、政府ガ議會ノ解散ヲ奏請スル場  
合ニ於テ、政府ノ獨斷專行ヲ抑止スルノ必要ガアル。故ニ、此ノ場合ハ、必ズ、常侍補弼ノ任ニア  
ル、内大臣府ノ同意ヲ要スル事トセネバナラス。然シテ又、内大臣府ナルモノハ、今日ノ如キ、空

虛、微力ノ者デアツテハナラス。苟モ、常侍補弼ノ大任ヲ有スル重職デアアル以上、内大臣ノ外ニ、  
内大臣顧問ヲ置キテ、内大臣ノ常侍補弼ニ、寸毫ノ遺漏ナキヲ期セネバナラス。故ニ、其ノ顧問ハ、  
國民ノ儀表タリ、指導者タリ得ル者ニシテ、政府及議會ノ合意ノ推薦者、又ハ、内大臣府ノ推薦者  
トセラルベキデアアル。

### 國家肅正ノ根本策 (結論)

#### 官公吏及議員ノ淨化 (府縣市町村議員ヲ含ム)

(説明) 現代ノ、官公吏及議員ノ墮落ハ、國運阻害ノ根本原因ニシテ、其由來スル處ハ、主トシ  
テ、官公吏及議員ガ、我國體ヲ解セズ、且ツ、自己ノ職責、職能ヲ忘却シ、又ハ、誤解セシ結  
果デアアル。故ニ、之等ニ對シ、其ノ各自ノ職責ノ何者タルカラ知ラシムルヲ第一義トスベキデ  
アル。

(一) 官公吏ノ職責ハ、無私公平ノ立場ニ於テ、國利民福ヲ、不二一體トシテ、擁護誘掖スルヲ以

テ、生命トスベキモノナル事ヲ確認セシムル事

(説明) 現代官公吏ノ弊害ハ、法律規則至上主義ニシテ、國利民福ヲ無視スルノ傾向アリ。殊ニ、國利ト民福トヲ、對立的ノ者ト心得、事毎ニ、君民一體ノ國體ヲ破壊シ、甚シキハ、法律規則ヲ逆用シテ、私利、私欲、私情、感情ノ具トナシテ、國利民福ヲ蹂躪シテ顧ミザルノ風アリ。コレ、官僚打破ノ怨聲アル所以デアル。

(二) 官吏保證法ヲ撤廢スル事

(説明) 官公吏ハ、常時、無私、公平、至誠、奉公ノ心ヲ以テ、國利民福ノ増進ニ專念スベキモノニシテ、寸毫ノ懈怠アルベカラザルモノデアル。ソレニモ拘ラズ、保證法ヲ設クルガ如キハ、徒ラニ官公吏ヲシテ、懈怠、不誠意ニ墮落セシムルモノニシテ、有害無用ノ法律デアル。

(三) 官公吏ハ、政黨政派ニ關與スルヲ得ザル法ヲ制定スル事

(説明) 官公吏ハ、無私、公平、不偏、不黨ノ立場ニ於テ、君民一體ノ、絶對的、天皇政治ノ執行者タルベキモノデアル。政黨、政派ハ、對立的、偏倚的ノ集團ニシテ、全體的、總合的、絶對的ノモノデハナイ。故ニ、官公吏ガ之ニ關與スル事ハ、官公吏ノ根本使命ヲ沒却スル事トナルノデアル。故ニ、之ヲ嚴禁スベキハ當然デアル。而シテ又、政黨員ニシテ、官公吏ニ就任セ

シ場合ハ、直ニ、其黨籍ヲ離脱スベキハ勿論デアル。今日ノ所謂政黨政治ナル思想ハ、天皇機關説ノ所産ニシテ、我國體ニ對スル反逆デアル。政黨ノ墮落、選舉ノ腐敗等、一ニ之ニ基源スルノデアル。

(四) 議會ニ官公吏ニ對スル有力ナル監督權ヲ賦與スル事

(説明) 官公吏ハ、國政執行ノ重大責任ヲ有スルモノニシテ、其ノ良不良ハ、直ニ國運ノ消長ニ關スルモノデアル。長官ノ監督モ尙及バザル所アルベキハ勿論ニシテ、殊ニ、重大ナル權力ヲ有シナガラ、他ニ畏ル、所ナシトスレバ、放縱墮落ニ陥ルハ當然デアル。故ニ、議會内ニ、調査機關ヲ設ケテ、官公吏ノ公務執行ニ對シ、周到且嚴重ナル監督ヲナシ、其ノ能不能、良不良ヲ精査シテ、任免更迭ノ資料タラシムルノ權限ヲ賦與スルハ必須ノ事デアル。

(五) 内大臣府ニ顧問官ヲ置キ内大臣ヲシテ常侍補弼ノ重任ヲ全フセシムベキ事

(説明) 内大臣ノ職責ハ、國務ノ最モ重大ナルモノデアル。然ルニモ拘ラズ、今日ノ國民ハ、内大臣ノ職責ニ對シ、明確ナル認識ヲ有スル者スラ甚ダ稀デアル。コハ歴代ノ内大臣ガ何レモ皆、無爲、無能ニシテ、内大臣ノ重任ヲ、果シ得シ者ノ無カリシ證左デアル。人間ハ如何ナル偉人ニテモ、決シテ、完全ナル人格者ハ無キモノデアル。「長所アルモノ必ズ短所アリ」ハ古今ノ通

則デアル。諺ニ「三人寄レバ文珠ノ智」ト云フ。三者長短相補フテ始メテ全キヲ得ルモノナルヲ云フノデアル。内大臣ノ職責ハ最モ重大デアル。故ニ、内大臣府ニ顧問官ヲ置キテ、常侍補弼ニ寸毫ノ遺漏ナキヲ期セシムベキデアル。内大臣府顧問官ノ職責モ亦、甚ダ重大デアル。故ニ、其資格ハ、左ノ規定ニ據ルヲ至當ト認ムルノデアル。

「前ニ總理大臣ノ經歷ヲ有スル者、又ハ、國民ノ儀表者タリ、指導者タリ得ル者ニシテ、政府及議會ノ合意ノ推薦者又ハ内大臣府ノ推薦者ニ限ル。」

(六) 政府力議會ノ解散ヲ奏請セントスル場合ハ、内大臣府ノ同意ヲ必要トスル事

(説明) 政府ハ、天皇統治ノ、經ノ機關ナルト同時ニ、議會ハ緯ノ機關デアル。經緯調和シテ、國政ヲ運行スベキモノデアラテ、政府ト議會トハ、決シテ尊卑、輕重ノ差アルベキモノデハナイ。然ラバ則チ、政府ガ、議會ノ解散ヲ奏請セントスル場合ト雖モ、政府ノ一方的意志ノミヲ以テ、聖斷ヲ請フベキモノデハナイ。故ニ、第三者トシテ、公平ナル内大臣府ノ、補弼献替ヲ必要トスルノデアル。

(七) 政府者自ラ、質素、勤勉、敬愛ノ實行ヲナシ、上下ニ範ヲ示スベキ事

(説明) 質素、勤勉、敬愛ハ、倫理道德ノ基礎ニシテ、國政國策ノ大本デアル。現今ノ官公吏ハ、自己ニ質素、勤勉、敬愛ノ實行ナクシテ、徒ラニ、法律、命令、訓示ヲ以テ、國民ニ對シ、倫理道德ヲ説キ、國政國策ヲ強要スルモノデアアル。政府ノ命令、訓示ガ何等ノ効果ナク、「机上ノ空論」タリツ、アルハ當然デアル。國政ノ實踐ヲ舉グルニハ、官公吏ガ先ヅ質素、勤勉、敬愛ノ實行、實踐ニヨリテ、國民ニ範ヲ示スベキデアル。

右ハ、杜撰、疎略ニ過グルモ、之ニ依リテ、生等ノ思想、信仰ヲ諒察セラレテ、垂教ヲ惜ムナクンハ幸甚。

謹言

昭和十年九月

頭 山 滿

今 泉 定 助

葦 津 耕 次 郎

368  
405

昭和十年九月二十日印刷納本  
昭和十年九月廿五日發行  
(定價五錢)

東京市澁谷區金王町三十六番地  
著作權者 草津耕次郎

東京市京橋區越前堀二丁目廿二番地  
印刷所 金泉社印刷所

印刷者 神原善太郎

發行所 東京市京橋區越前堀二丁目廿二番地  
金泉社出版部



終

68  
05